

第 11 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和3年 11 月 10 日（水） 10：30 ～ 12：00
- 場 所：JR 東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

| | |
|-------------------|--|
| 委員長 | ・ 谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授） |
| 委員 | ・ 老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長） ・ 古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授） |
| オブザーバー | ・ 文化庁 文化財 第二課 史跡部門 ・ 文化庁 文化財 第二課 埋蔵文化財部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ 東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 |
| 事務局 東日本旅客鉄道(株) | ・ 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他 |
| サポート | ・ パシフィックコンサルタンツ(株) |

- 当日配布資料
 - ・ 次第
 - ・ 資料 1 ： 第 10 回委員会（10/6）の議事録確認
 - ・ 資料 2 改め資料 4 ： 記録保存調査の状況報告
 - ・ 資料 3 改め資料 2 ： 調査方針の更新（横仕切堤に関する記述）
 - ・ 資料 4 改め資料 3 ： 報告書作成方針について
 - ・ 資料 5 ： 5・6 街区の成果について

2 議事要旨

(1) 第10回委員会(10/6)の議事録確認

- (VR等の最新技術を活用や点群データの取得の必要性に関する意見への回答の補足) 今後の継承や展示・活用に資すると考え、記録保存調査前にJRとして任意で点群データ等の取得を実施した。是非連携し、様々な場で活用していきたい。1～4街区については、既にデータの取得が完了しており、現時点で今後の点群データの取得の予定はない。(JR)
⇒専門家より、考古学的に十分信用できるクオリティのデータであるという意見をいただいている。可能であれば活用していけるとよい。(委員長)
- 加筆・修正点がある場合は本会議の終了までに指摘をお願いする。特にないようであれば、確定とする。(委員長)
⇒配布した開催記録で確定

(2) 調査方針の更新(横仕切堤に関する記述)

- 「高輪築堤跡の調査の方針について」の横仕切堤に関する記述と「4街区の「横仕切堤」跡の調査計画について(案)」の内容について、了承された。
- 横仕切堤は、新たに確認された遺構であること、かつ高輪築堤と同等の文化財的価値を持った遺構であることから、今後は横仕切堤の取り扱いに関しても、本委員会で議論していく点について、了承された。
- 「高輪築堤跡の調査の方針について」 p1「高輪築堤跡の文化財的価値」の5点目について、次のとおり修正すること。
 - 横仕切堤※は…高輪築堤と同等であり、地域史上も極めて重要な遺構である。
※横仕切堤は…指標となった。(「高輪築堤跡の文化財的価値」の最後に、フォントサイズを小さくして挿入)
- 資料全般(資料2以外も含む)について、文献上の表記に準じて、「横仕切堤」で統一すること。

(3) 報告書作成方針について

- 報告書作成方針について、了承された。
- 高輪築堤という1つの遺跡について、分冊で報告書を刊行するイメージで、執筆が完了した分冊ごとに刊行することになる。全ての分冊において形式を統一する必要があり、最初に執筆・刊行する分冊が他の分冊の基準となる。(委員長)
- 現在、現場レベルで実施している情報共有会議について、報告書作成の段階で「調査指導委員会」に変える形(主催は港区)で進めたい。(委員長)
- 今後、「調査指導委員会」において調整・意見交換を行い、目次等の具体がある程度確定した段階で、本委員会で情報を共有し、了承をいただくことしたい。(委員長)
- 印刷物は発行数が限定されるが、電子媒体であれば配布が容易となる。コピーライトに配慮する必要はあるが、可能であれば検討いただきたい。(古関委員)

⇒検討する。(港区)

(4) 記録保存調査の状況報告

- 1・3・4街区で発見された盛土中検出遺構について、三線化の盛土までは連続しないが、開業期の盛土を横断するような形では存在し、施工上の利便性から設置された可能性はある。何m(何間)ピッチ等で設置されたのかなどは、判明した段階で報告する。(港区)
- 当時、強固な地盤にどのように杭を打ったのか、また、大量の盛土の土をどこからどのように運搬したのかについて、興味がある。(古関委員)
- 盛土の方向から、施工順序等も推定できるとよい。(小野田委員)
⇒縦断面の調査から確認できるが、方向にばらつきがある。また、おそらく最初に造っている芯の造り方も方向にばらつきがあり、推定が難しい。(委員長)
⇒高輪築堤は、南(ハツ山)から北に造成したと言われているが、芯材は北から南に設置されたことが判明しており、仕切堤が重要な機能を担ったと推測される。各街区で盛土の様子が異なる。縦断面の調査結果を確認し、判断していきたい。(港区)

(5) 5・6街区の成果について

- 5・6街区は、基本的に石垣が良好に残っていると理解できる。「1～4街区に比べ、海側石垣の確認地点は標高が高い」ため、海側石垣の上部が良好に残存している可能性が高いことが重要なポイントである。(委員長)
- 5・6街区については、前回の委員会における文化庁からの発言も踏まえ、本委員会としてどのように取り扱っていくか、今後検討していきたい。(委員長)
- 試掘の段階で「再盛土」と理解していたものについて、4街区の調査を行う中で、少なくとも三線化した時期よりも前に構築されたものであることが分かった。正しい知見に修正したい。(委員長)

(6) その他

- 発掘調査の協定書について、2022年2月まで延長することとした。適切な調査を実施できるよう、調査の進捗に応じて、協定書の変更の必要性を協議していきたい。(港区)
⇒適切な記録保存調査の実施をお願いします。(委員長)
⇒状況に応じて、柔軟に対応していきたい。(JR)

3 議事録

3.1 開会

- (事務局) 第11回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 出欠について
 - ・ 配布資料の確認（資料番号の変更あり）
 - ・ 資料2改め資料4：記録保存調査の状況報告
 - ・ 資料3改め資料2：調査方針の更新（横仕切堤に関する記述）
 - ・ 資料4改め資料3：報告書作成方針について
 - ・ 次第の説明（議題の順序変更あり）
 - ・ (3)改め(5)：記録保存調査の状況報告
 - ・ (4)改め(3)：調査方針の更新（横仕切堤に関する記述）
 - ・ (5)改め(4)：報告書作成方針について

3.2 第10回委員会(10/6)の議事録確認

※事務局より説明：資料1(第10回委員会(10/6)の議事録確認)

- (委員長) 既に皆様に確認依頼済みであるが、加筆・修正等の意見はあるか。
- (JR) 前回の委員会において委員長より、p3 最下段に記載のあるとおりVR等の最新技術を活用や点群データの取得の必要性に関する意見をいただいたが、説明が不十分であったため、改めて回答する。点群データ等の取得については、今後の継承や展示・活用に資すると考え、記録保存調査前にJRが独自に実施した。任意の調査であり、港区主体である99条調査の範囲外の作業とはなるが、同じものから情報を取るという意味で目的は同一であるため、記録保存調査で得られる知見と合わせて活用することで、さらなる理解・今後の継承等に役立つと思う。是非連携し、様々な場で活用していきたい。1～4街区については、既にデータの取得が完了しており、現時点で今後の点群データの取得の予定はない。
- (委員長) 4月の委員会でJRから提案いただいたことを基本とすると、調査成果についても、活用の範囲内に該当すると思う。点群データについては、東京大学の先端科学技術研究センターの先生より、考古学的に十分信用できるクオリティのデータであるという意見をいただいている。可能であれば活用していきたい。
- (JR) 是非、指導いただきたい。
- (委員長) 議事録については、加筆・修正点がある場合は本会議の終了までに指摘をお願いする。特にないようであれば、確定とする。

3.3 調査方針の更新（横仕切堤に関する記述）

※港区より説明：資料3改め資料2（調査方針の更新（横仕切堤に関する記述））

- （委員長） p1 に、横仕切堤は高輪築堤と一体のものとして構築された施設であるため、文化財的価値は高輪築堤と同等であること、また、横仕切堤に関する説明文章を追記している。後者について、説明文章を入れる必要があるのかという意見はあるかもしれないが、横仕切堤がどのようなものなのか、一般的には知られていないと考え、加筆した。横仕切堤は、通路、水面を区画するもの、埋め立て工事の指標等、非常に多義的であると推測され、高輪築堤の一部として文化財的価値と同時に、地域史上も重要であるという記載としている。また、p4 において、調査の観点として、4 点挙げた。「高輪築堤跡の調査の方針について」の加筆部分について、質問・意見はあるか。
- （古関委員） p1 「高輪築堤跡の文化財的価値」について、既存の 4 点に対して、今回 2 点を追記することとなるが、第 7 橋梁橋台部に関する記述と比較して、分量的に重い印象を受ける。追記する 2 点目が説明文章であるならば脚注のような扱いとし、1 点目としては、「…文化財的価値は高輪築堤と同等であり、地域史上も極めて重要な遺構である。」などの記載に留めた方がよいのではないか。
- （委員長） おっしゃることはよく理解できる。ただし、高輪築堤は、ある程度一般的に知られた遺構であるが、横仕切堤については、全国的に知られているわけではなく、それが一体何かを説明する必要性を感じ、「高輪築堤跡の文化財的価値」の内容の一部として記載した。
- （老川委員） 横仕切堤の説明文章について、「…鉄道用地・民有地の拡大の指標となった」の後は「。」あるいは「、」どちらか。
- （委員長） 「、」である。
- （老川委員） 「。」とした方がよいように感じる。
- （委員長） 「…指標となった。」とする。
- （JR） 両委員の意見を踏まえ、1 点目を「横仕切堤※は、鉄道開業時から高輪築堤と一体のものとして構築された施設であり、その文化財的価値は高輪築堤と同等であり、地域史上も極めて重要な遺構である。」とし、横仕切堤の説明として、「※…指標となったものである。」とするのがよいのではないか。
- （小野田委員） 「横仕切堤」は正式名称か。
- （港区） 正しいか否かは考察が必要であるが、大島盈株 1899「從東京新橋至横濱野毛浦鐵道諸建築費用項目」『帝国鐵道協会会報』第一卷第四号「埋立盛土堤 石垣之部」に、「北横仕切堤」や「南横仕切堤」という表

現がされている（「4街区の「横仕切堤」跡の調査計画について（案）」p2 表）。「左右裏石垣」は山側石垣、今回発見された遺構は「北横仕切堤」・「南横仕切堤」に該当するのではないかと想定している。

（小野田委員） 根拠があれば問題ない。「※」とするのもよいが、「横仕切堤（横仕切堤は、高輪海岸と高輪築堤を結ぶ通路であるとともに…）は、鉄道開業時から…」と括弧書きでまとめることも考えられる。一般的になじみのある言葉ではないため、説明文章は必要である。

（委員長） 括弧書きとすると、本文と括弧内が同等程度の分量になってしまうように感じる。1点目を「横仕切堤※は、鉄道開業時から高輪築堤と一体のものとして構築された施設であり、その文化財的価値は高輪築堤と同等であり、地域史上も極めて重要な遺構である。」とし、横仕切堤の説明として、「※…指標となった。」とする。説明文章の挿入位置は、p1「高輪築堤跡の文化財的価値」の最後とする。なお、文化財的価値を説明した文章ではなく、横仕切堤を説明した文章であるため、フォントサイズは小さくした方が見やすい。

（UR） 表記について、「横仕切り堤」と「横仕切堤」が混在していることは問題ないのか。

（小野田委員） 現時点で統一した方がよいのではないか。

（港区） 文献上は「横仕切堤」とされており、本来は歴史用語として「横仕切堤」と表記するが、発掘された遺構に対する表現としては「横仕切り堤」として問題ないと判断した。

（小野田委員） 好みの問題ではあるが、「横仕切堤」とした方が1つの単語として分かりやすい。文献にあわせた方がよいのではないか。

（古関委員） 「※」で定義するのであれば、「横仕切堤」とした方がよい。

（老川委員） 文献にあわせた方がよい。

（委員長） 文献上の表記に準じて、「横仕切堤」で統一することとし、資料全般の修正をお願いする。p4の調査の観点について、質問・意見はあるか。

（全員） 特になし。

※港区より説明：資料3改め資料2（4街区の「横仕切堤」跡の調査計画について（案））

（委員長） 今後調査を進める中で、多少修正が必要となる可能性もあるが、原則として、断面を記録しながら遺構との関係を把握していくことを考えている。北側の横仕切堤は、石積みが比較的良好に残存している。一方、南側の横仕切堤は、石垣がない可能性や、現在確認している遺構の延長上に残存している可能性が考えられる。文献上、平面南北幅は3.6mとなっているが、4.8mの規模であることが確認されており、土留め板柵は拡幅した結果であることも考えられる。仮に拡幅した結果であるとする、内側に古い遺構が残存している可能性もあるため、新しい遺構から古い遺構へ、段階的に発掘調査を実施する必要がある。

また、時期によって、築堤との接続部の構造が変化した可能性もあり、調査が必要と考えている。質問・意見はあるか。

(全員)

特になし。

(委員長)

特に意見がないようであれば、資料に記載の流れで調査を進める。前段で、「高輪築堤跡の調査の方針について」の横仕切堤に関する記述について、了解いただいた。これまで、検出調査で確認された高輪築堤の取り扱いに関して議論してきた。新たに確認された遺構であること、かつ高輪築堤と同等の文化財的価値を持った遺構であることから、今後は横仕切堤の取り扱いに関しても、本委員会で議論していく必要がある。その点も、了解いただきたい。

(全員)

よい。

3.4 報告書作成方針について

※港区より説明：資料4改め資料3（報告書作成方針について）

(委員長)

最初に遺構が発見された物流地下通路と、その後に調査を行った物流荷捌き部・仮斜路部（第 1 分冊）に関しては、既に調査が終了している。また、3 街区の調査も終了確認がされたと聞いており、報告書作成に関しての大枠を決定しておく必要があったため、提案いただいた。第 3～6 分冊は街区ごと、第 2 分冊は環状 4 号線と京浜急行線連続立体交差事業に伴う調査で 1 冊とする。また、試掘調査・検出調査・本調査ごとに整理するのではなく、街区・事業ごとに試掘調査・検出調査・本調査の結果を整理する。あわせて、江戸遺跡の調査報告書と同様、横仕切堤等を含め、鉄道史・地域史の観点から文献調査を行いつつ、遺構の位置づけを明確にしたうえで、考古学の知見と重ねあわせ、総合的な考察を行うこととする。当然、盛土・自然堆積層、石材、木材樹種、鉄製品、接着剤等、自然科学分析についても、考古学の発掘調査の成果として、総合的な考察に含む形になる。さらに、今回は、JR が土質調査を実施している。これまで発掘調査で報告書に含めた事例はないが、考古学的な観察と土質調査を上手くリンクさせ、遺跡の解釈にも反映させられると非常によいと思う。発掘調査を行い、遺構・遺物の事実記載を整理するのみでなく、その背景にある文献、自然科学分析を重ねあわせ、総合的に高輪築堤跡を解明していくことが報告書の主旨である。したがって、最後の「考察」は、分野ごとではなく、総合的にとりまとめた形での考察とする必要がある。そして、スケジュールの問題等もあり検討が必要であるが、全国的に注目を集めている遺跡であること、正式な報告書を刊行するまでには時間を要することを踏まえると、本調査の終了後、発掘調査概報を刊行するのがよい

と考える。ただし、速報的なものであり、学術的な分析にまでは至らない。報告書の作成にあたっては、地点が多いこと、複数の調査会社が関わっていること等から、現在、現場レベルで実施している情報共有会議と同様、「調査指導委員会」という形で、報告書作成会議に関する現場レベルの調整・意見交換の場を設置したいと考えている。また、他の分野の文献調査や自然科学分析を担当する専門家とも、検討会を実施し、最終的なとりまとめの方向性を描きながら、報告書の作成を進めていくことを想定している。質問・意見はあるか。

(老川委員)

スケジュールはどの程度を想定しているのか。

(委員長)

この場で私からは明言しにくいですが、年単位で進めていくべきであることは確かである。事実記載をしたうえで、分析を行うことになるため、それなりに時間を要する。具体的なスケジュールは、今後調整していく。

(東京都)

第1～7に分冊するということであるが、1分冊ごとに刊行するのか。それとも、「高輪築堤跡発掘調査報告書」として、第1～7分冊を1つの報告書として刊行するのか。

(委員長)

「分冊」という言葉を使わなければ、地点ごとの報告書となるが、1つの遺構であるため、基本的には分冊という考え方を取るべきである。

(東京都)

最終的に、「高輪築堤跡発掘調査報告書」が刊行され、それが分冊になっているというイメージか。

(委員長)

そのとおりである。

(小野田委員)

汐留遺跡の際は、調査が終了した地点ごとに調査報告書を刊行し、その中で細かく分冊されていた。

(委員長)

当然、執筆が完了した分冊ごとに刊行することになる。全ての分冊において、遺構や遺物の図面のスケール等、形式を統一する必要があるため、最初に執筆・刊行する分冊が他の分冊の基準となる。失敗のないよう取り組むためにも、「調査指導委員会」が必要と考える。

(小野田委員)

汐留遺跡の調査報告書が参考の1つとなる。

(委員長)

ただし、汐留遺跡は大名屋敷の遺跡が中心で、江戸・明治が混在していた。高輪築堤という1つの遺跡について、分冊で報告書を刊行するイメージである。

(事務局)

「調査指導委員会」とは、要綱等を規定する形式的な組織ではなく、あくまで情報共有会議のような組織であるという理解でよいか。また、その詳細は、改めて相談・説明いただけるという理解でよいか。

(委員長)

「高輪築堤跡の調査の方針について」 p2「5. 調査の進捗確認と計画の修正変更」 2点目「上記の実施にあたり、複数の発掘調査会社が従事することから、調査の目的や各種データ、調査成果等について、定期的に情報共有を図る。」という記載が、情報共有会議の設置根拠と認識している。「調査指導委員会」は設置根拠がないが、本委員会において設置することを了解いただければ、発掘調査が進行する中、現場レ

ベルで実施している情報共有会議について、報告書作成の段階で「調査指導委員会」に変える形で進めたい。当然、99 条調査であるため、主催は港区となる。大きな方針については、逐次、本委員会で諮り、了解をいただくことになる。

- (古関委員) 報告書は、印刷物のみを想定しており、電子媒体では配布しないのか。
(委員長) 電子媒体で配布している事例は多くあるが、港区としての実績はない。
(古関委員) 印刷物は発行数が限定されるが、電子媒体であれば配布が容易となる。コピーライトに配慮する必要はあるが、可能であれば検討いただきたい。
- (港区) 検討する。
(委員長) 他に質問・意見はあるか。
(全員) 特になし。
(委員長) 報告書作成方針について、了承された。今後、目次等、具体的な調整が必要となっていくが、ある程度確定した段階で、本委員会で情報を共有し、了承いただくこととする。報告書作成のプロセスがブラックボックスとならないようにしたい。

3.5 記録保存調査の状況報告

※港区より説明：資料 2 改め資料 4（記録保存調査の状況報告）

- (委員長) 1 街区については、瓦礫を含んだ土で盛土を行っていることが分かった。一部、焼けた木材もあり、どのような経緯で運び込まれたのか、検討する必要がある。通常、江戸の遺跡発掘調査では、出土遺物に関して、点数と重量を材質別に計測しており、同様の方法で遺物の計測を行っている。その過程で、瓦を割り、ある程度大きさを揃えている印象を受けた。また、盛土の工区境と思われる箇所に土留めが確認され、4 街区でも同様の状況が見られた。2 街区については、B・C 区の山側土留め（4 街区のミヒヤエル・モーザー撮影の写真に写されている土留め遺構に類似）が途中（北側）から確認できなくなることにについて、理由が分かっていない。また、開業時、複線化、三線化という 3 段階程度で盛土を行ったのではないかと推測しているところである。4 街区については、南横仕切堤に石垣が残存しているかを含め、調査していく必要がある。第 7 橋梁橋台部の水面に面した部分のみに石積みとなされ、それ以外は全て土羽であった可能性もある。また、4 街区 I 区は広い範囲を発掘することができるため、三線化時の山側石垣とともに、開業期の山側石垣の有無を確認できるかが重要となる。様々な推測を行いながら、調査を進めているところである。質問・意見はあるか。

- (古関委員) 1 街区 写真③盛土中検出遺構は、山側まで連続しているのか。
- (港区) 調査している範囲では、連続してなかったと思う。
- (古関委員) 4 街区でも確認されたと聞いた。ミヒヤエル・モーザー撮影の写真を見ると、横仕切堤と推測されているもの以外にも、陸地と接続している堤が見受けられる。盛土まで延長させることで、足場としての活用等、施工上便利であったのではないかと推測し、連続性があったのではないかと考えた。連続性は確認できなかったということであれば、事実としては重要な点である。
- (港区) 三線化の盛土までは連続しないが、開業期の盛土を横断するような形では存在する。これだけ大規模なものは1街区のみであるが、3街区 A・B・C 区においても2箇所発見されており、施工上の利便性から、大なり小なり設置された可能性はあると考えられる。現状、平面図を確認できているわけではないため、何m(何間)ピッチ等で設置されたのかなどは、判明した段階で報告する。
- (古関委員) 本日現場で引き抜いた杭を見て、当時、強固な地盤にどのように杭を打ったのか、興味が湧いた。また、大量の盛土の土をどこからどのように運搬したのか(足場を造成して陸上から運んだのか、海上から船で運んだのか)についても、非常に興味深い。現時点で、文献から確認できる情報はあるのか。
- (港区) 現時点では、確認できていない。
- (小野田委員) 最初に土留めを造ってから盛土を行ったのか、または、海上から作業を行ったのか、施工順序等も整理できるとよい。盛土の方向から推定できるのではないか。
- (委員長) 縦断面の調査から盛土の方向は確認できるが、ばらつきがあることが分かっている。また、おそらく最初に造っている芯の造り方も方向にばらつきがあり、推定が難しい。
- (小野田委員) 出土した瓦礫は、試行錯誤しながら造った痕跡なのかもしれない。
- (港区) 各街区で盛土の様子が異なるのは、驚きである。高輪築堤は、南(八ツ山)から北に造成したと言われているが、芯材は北から南に設置されたことが判明しており、横仕切堤が重要な機能を担ったと推測される。縦断面の調査結果を確認し、判断していきたい。

3.6 5・6 街区の成果について

※港区より説明：資料5 (5・6 街区の成果について)

- (委員長) ①～⑦、⑨・⑩において、築堤上面(バラスト)が確認されている。⑧(環4仮ベント部)は、築堤の本体とは重ならない部分であるため、斜線が引かれている。⑪・⑫(品川駅北口改良・物流仮斜路部)は、既

に調査が終了しており、開業時石垣等がきれいに残っていた。環 4 P10 橋脚部は調査中ということであるが、5・6 街区に関して、基本的には石垣が良好に残っていると考えられる。また、重要なポイントとして、1～4 街区は、海側石垣の上部が後に撤去されており、これまでの調査では、第 2 東西道路部分の残存状況が最も良好であった。しかし、5～6 街区は、「1～4 街区に比べ、海側石垣の確認地点標高が高い」ことから、さらに良好に残存している可能性が高い。質問・意見はあるか。

(東京都) 環 4 仮ベント部については、12 本の群杭の引き抜き作業と土層の堆積の記録調査を行い、その後の埋戻し作業が終了し、現地調査作業が完了した。港区と調整のうえ、引き続き報告書をまとめていく。環 4 P10 橋脚部については、土留め内の盛土の調査を進めている。また、京急連立エリア内の山側の白色粘土層の盛土範囲の現地確認については、今週後半から調査に着手する。さらに、間知石組側溝については、今後、協定を締結した後に、調査に着手していく。

(委員長) 先ほど港区からも報告があったとおり、試掘の段階で「再盛土」と理解していたものについて、4 街区の調査を行う中で、同様の堆積状況の盛土が確認された。少なくとも三線化した時期よりも前に構築されたものであることは間違いなく、「再盛土」という判断を撤回し、正しい知見に修正したいと考えている。5・6 街区については、前回の委員会における文化庁からの発言も踏まえ、本委員会としてどのように取り扱っていくか、今後検討していきたい。

3.7 その他

(委員長) 1 点、質問がある。発掘調査の協定書の期限について、当初 2021 年 10 月までであったが、延長したと聞いている。スケジュールに課題があることは承知しているが、本委員会としては、適切な記録保存調査を実施してもらいたいと以前より伝えてきた。現時点で、発掘調査について、いつまでにどのように実施していくことを想定しているのか説明をお願いします。

(港区) 2022 年 2 月まで延長することとした。JR のスケジュール、調査のスケジュール、港区の意向を反映させた結果である。ただし、当初協定書を締結した段階より、調査項目のボリュームがかなり増加している。また、今後も増加する可能性がある。適切な調査を実施できるよう、1 月頃の段階の調査の進捗に応じて、協定書の変更の必要性等を協議していきたい。今後も指導をお願いします。

(委員長) 実質的には、5 月中旬から調査が始まった。4 街区は調査範囲が最も広く、また、移築を前提とした信号機跡部分を調査するにあたっては、

丁寧な調査を実施する必要がある。特に、信号機跡の基礎部分の遺構は全く見当がつかない。非常に複雑な構造となっていた場合、調査に時間を要することも考えられる。適切な記録保存調査の実施をお願いする。

(JR) 今回協定書の期限を延長したが、状況に応じて、柔軟に対応していきたい。

3.8 閉会

(事務局) 次第・資料番号の変更やいただいた意見を踏まえ、資料を修正する。
第11回高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上